

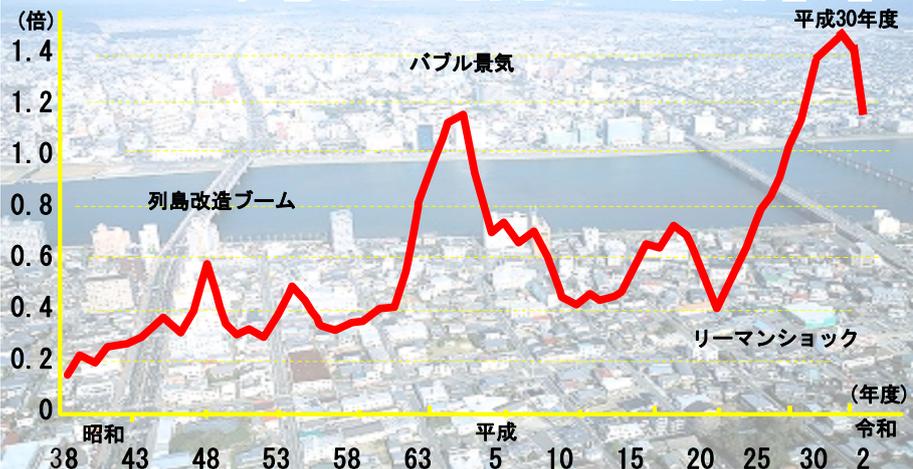


GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL：0985(38)8821
FAX：0985(38)5028

令和2年度 有効求人倍率 1.18倍

69ヶ月連続1倍台



本県の労働市場における有効求人倍率について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が出された影響などもあり、有効求人数が減少し、有効求職者数は増加となりました。そのため、令和2年度の有効求人倍率を集計した結果、1.18倍となり昨年度より0.23ポイント減少となりました（正社員の有効求人倍率は0.90倍となり、昨年度より0.10ポイント減少しています）。

新型コロナウイルス感染症は現在再拡大しているため、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要があります。

また、本県では若者の県外流出が大きな問題となっています。今回、令和3年3月高校卒業者の就職等の状況について令和3年2月末時点できるとりまとめた結果、就職内定者に占める県内内定者の割合は、62.3%となり、これは前年同月比59.2%より3.1ポイント上昇する結果となりました。

した。
令和4年3月卒業予定者の採用・選考スケジュールは、高校求人の求人票受付開始が6月1日からとなります。求人をする企業の方は的確な採用計画を立てて早めのご準備をお願いします。



宮崎のみなさま
よろしくお願
いたします



田中大介新局長

4月1日付けで宮崎労働局長に就任しました田中大介です。温暖な気候、豊かな大自然、神話の舞台とされる名所が数多くある宮崎県で勤務できることを感謝しています。

宮崎県の雇用失業情勢は求人が緩やかに持ち直す中、就職環境に明るさが見られますが、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用不安が高まっており、引き続き雇用に与える影響に注視していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、宮崎労働局は、感染防止策に万全を期しながら「新しい生活様式」にも対応した働き方改革推進を中心に、地域のニーズを踏まえた行政運営を総合的労働行政機関として努めて参ります。

同一労働同一賃金



4月からは中小企業にも待遇差の改善を求める

いわゆる同一労働同一賃金が令和3年4月1日から中小企業にも適用されました（大企業は令和2年4月1日適用）。同一労働同一賃金とは、基本給、賞与、各種手当や休日・休暇などの待遇全般について、仕事内容や責任の程度に違いが無いのであれば、雇用形態に関わらず差をつけてはならず、また、違いがあるのであれば不合理であってはならないというものです。

会社には①パートタイム労働者や有期雇用労働者について、それぞれ賃金などの待遇に正社員と比べて違いの有無を確認②待遇に違いがある場合、働き方や役割に見合ったものか、不合理でないか確認③待遇差の

内容や理由について労働者が説明を求めた場合は説明義務があるため、待遇に違いがある場合は雇用形態ごとに説明できるよう整理しておく④不合理ではないと言い難い場合は改善に向けて社内で検討する、などの対応が求められます。

同一労働同一賃金の導入により、待遇差が改善し、社員の労働意欲を高めるなど企業の業績を向上させることも可能です。

対応に疑問がある場合は「みやざき働き方改革推進支援センター」又は「宮崎労働局 雇用環境・均等室」へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

みやざき働き方改革推進支援センター
TEL 0120-975-264
宮崎労働局 雇用環境・均等室
TEL 0985-38-8821

アルバイトをする前に

労働条件確かめよう

県内大学の新生に労働法制を講義



県立看護大学



説明する中玉利監理官



南九州大学

宮崎労働局が4月から7月に取り組んでいる「アルバイトの労働条件を確かめよう」キャンペーンの一環として大学生の新生オリエンテーションなどを利用した労働法制講話を2校で実施しました。

4月6日に南九州大学、7日に県立看護大学で合計約210人の学生が受講しました。労働時間や割増賃金などの労働基準法の他、「一方的にシフトを変更させられる」「些細なミスで解雇される」「人手不足を理由に退職させてくれない」などのトラブル事例を交えながら注意すべき点などを分かりやすく説明しました。また、権利を主張する上で労働者もしっかり働く義務があり、コンプライアンスが重要であることなどについて、学生も熱心に聞いていました。



講師からは「自分の労働条件は必ず書面で確認すること」「トラブルに遭遇したら一人で悩まずに労働局や労働基準監督署に相談すること」を案内しました。

安心して働きたい!

令和3年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

6/1(火)~7/12(月)

延べ21万人を超える雇用を維持

宮崎労働局における雇用調整助成金支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、県内の多くの産業で深刻な経済的被害が生じている状況が続いています。こうした状況に伴って事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者を一時的に休業させ、その労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当などの一部を助成する雇用調整助成金については、令和2年4月から現在に至るまで、大幅に助成率及び上



限額を引き上げた特例措置により支給してきました。

雇用調整助成金の申請は、7月から8月にかけて宮崎県下で発令された感染拡大緊急警報等の影響を受けて9月に申請件数がピークに達したものの、その後は減少傾向となりました。しかし、年末年始の感染拡大に伴って、令和3年1月以降、再び増加傾向となっています。

雇用調整助成金は雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者を活用いただいております。宮崎県内においては令和3年4月22日時点で延べ約1万6千件の支給決定を行い、雇用の維持が図られた労働者数が延べ21万人を超えるなど、多くの雇用が維持されています。

特例措置は今後段階的に縮小していく見込みですが、引き続き迅速に支給決定できるよう取り組み、宮崎県内の労働者の雇用を維持することができるよう支援していきます。

高校生の複数応募・推薦の開始日変更

宮崎県高等学校就職問題検討会議を開催

宮崎労働局は4月14日に宮崎県高等学校就職問題検討会議を開催し、令和4年3月新規高等学校卒業予定者に対する適切な職業選択と企業の人材確保を図るため、応募・推薦に係る申し合わせ事項及び就職支援のあり方について検討・協議を行いました。

応募・推薦の運用については、9月16日の採用選考開始日以降、各都道府県が定める期間は1人の生徒が1次に応募できる企業を1社とし、当該企業の内定が得られなかった場合などに他の企業に応募できる仕組

みとしています。宮崎県では、これまで1人2社以内の複数応募・推薦を可能とする日を11月1日以降としていましたが、企業と学校に対するアンケート結果等を踏まえて10月1日に早めました。

これにより、「令和3年9月30日までは1人1社のみのお応募・推薦、令和3年10月1日以降は1人2社以内の複数応募・推薦が可能」となりました。

